

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の説明書

外  
務  
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義及び適用対象に関する規定	一
2	強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定	二
3	保険期間の通算及び給付額の計算に関する規定	二
4	その他	三
三	協定の実施のための国内措置	三

## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

(1) 我が国とスペインとの間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度への強制加入に関する法令が二重に適用される問題及び短期間の派遣では就労地国の年金を受給する権利を取得するために必要な期間の要件を満たさないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となっていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図るべく、スペイン政府との間で、平成二十年（二千八年）一月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、同年十一月十二日に東京において、日本側中曽根外務大臣とスペイン側ロサード外交長官との間でこの協定の署名が行われた。

(2) 我が国は、この種の協定を、ドイツ、英国、韓国、米国、フランス、ベルギー、カナダ、オーストラリア、オランダ及びチェコとの間で締結又は署名している。

### 2 協定締結の意義

(1) この協定は、年金制度への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に派遣された被用者等についての保険料の二重負担の問題を解決すること及び年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、相手国の制度に加入していた期間を自国の制度に加入していた期間と通算することができるようにすることを主たる目的とする。

(2) この協定の締結により、二重適用の問題及び保険料掛け捨ての問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されることにより、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化されることが期待される。

## 二 協定の内容

この協定は、前文、本文三十三箇条及び末文から成っている。その主要な内容は、次のとおりである。

### 1 定義及び適用対象に関する規定

(1) 「国民」、「法令」、「権限のある当局」、「実施機関」、「保険期間」及び「給付」の用語の定義を定める（第一条）。

- (2) この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、また、スペインについては、退職給付、永久障害給付、死亡及び遺族給付に関する拠出制の社会保障制度及び国家年金制度について適用することを定める（第二条）。
- 2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定
    - (1) 原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを定める（第六条）。
    - (2) ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用することを定める（第七条）。
    - (3) 船舶又は航空機において就労する者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める（第八条及び第九条）。
    - (4) 一定の要件が満たされる場合には、(1)から(3)までの規定の例外を認めることについて合意することができるとを定める（第十条）。
    - (5) 第七条又は第十条の規定に従う場合には日本国の法令のみが適用されることとなる被用者及び自営業者については、労働災害及び職業上の疾病に起因する給付に関するスペインの法令を適用する。当該被用者が就労するスペインに所在する事業体及び当該自営業者は、スペインの法令に従って保険料を納付する責任を負う。（第十一条）
- 3 保険期間の通算及び給付額の計算に関する規定
    - (1) 日本国については、日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、スペインの法令による保険期間を考慮すること、給付の額の計算の方法等、日本側にのみ適用される事項を定める（第十四条〜第十六条）。
    - (2) スペインについては、スペインの実施機関は、スペインの給付を受ける権利を確立するため、スペインの法令による保険期間と重複しないことを条件として、日本国の法令による保険期間を考慮すること、給付の額の計算の方法等、スペイン側にのみ適用される事項を定める（第十七条〜第二十三条）。

#### 4 その他

両国の国民同等の取扱い（第四条）、給付に関する両国の領域同等の取扱い（第五条）、協定の実施のために必要な相互援助（第二十四条）、個人情報等の伝達及び保護（第二十五条）、文書の提出に係る行政上の手数料等の減免及び認証等の免除（第二十六条）、両国間の連絡及び使用言語（第二十七条）、相手国の法令に基づく申請等の受理（第二十八条）、給付の支払に際しての通貨等（第二十九条）、協定の解釈等に関する意見の相違の解決（第三十条）、協定の効力発生に当たつての経過措置（第三十一条）、協定の効力発生手続（第三十二条）並びに協定の終了手続及び協定によつて取得された給付に関する権利の維持（第三十三条）について定める。

#### 三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。